



鳥栖市の道路管理

～鳥栖市道路里親制度～

鳥栖市 建設部 建設課

1. はじめに

鳥栖市（とすし）は、佐賀県の東端に位置し、北は、脊振山地を隔てて福岡平野、南は、筑後川をはさんで久留米市に隣接。東西 8.2 キロメートル、南北 9.0 キロメートル、面積 71.73 平方キロメートルで、人口約 70,000 人。昭和 29 年 4 月に鳥栖町、田代町、基里村、麓村、旭村の 2 町 3 村が合併して発足しました。市役所は、東経 130 度 30 分 21 秒、北緯 33 度 22 分 39 秒に位置し、標高 23.5 メートルです。



鳥栖という地名は、その字のとおり「鳥の栖(すみか)」という意味です。奈良時代に書かれた「肥前風土記」によると、ここに住む人々が鳥小屋を作り、雑鳥（くさぐさのとり）をつかまえてかいならし、朝廷に献上したことから「鳥屋の郷」（とりやのさと）、「鳥櫓（巣）郷」（とすごう）と呼ばれ、のちに鳥栖という地名になったと伝えられています。

鳥栖市は、古くは長崎街道の宿場町、その後は鉄道の町として発展し、現在は、高速道路（九州縦貫〔福岡～鹿児島〕、九州横断〔大分～長崎〕）、国道、鉄道の分岐点という九州高速交通のクロスポイントになっています。さらには、平成 23 年 3 月に九州新幹線が全面開業し、あわせて新鳥栖駅が開業したことにより陸路交通の結節点として、さらなる発展の可能性を秘めています。このような良好な交通条件を基盤に、県下随一の内陸工業・物流として発展を続けており、産業技術総合研究所九州センター、九州シンクロトロン光研究センター、九州国際重粒子線がん治療センターなど最先端技術も立地しています。

また、鳥栖市は、プロサッカーチーム J1 サガン鳥栖、バレーボールチーム V プレミアリーグ久光製薬スプリングスのホームタウンであり、スポーツ・文化の交流もさかんに行われています。

2. 市道の概況

鳥栖市の道路については、平成25年3月末日現在、市道延長約625km、舗装率は約89%、改良率約57%となっています。

(単位 : km, %)

年度	実延長	実延長内訳		路面別内訳		改良率	舗装率	道路面積(百万m ²)	自動車交通不能延長(幅3m以下)	自動車交通不能率
		改良済	未改良	舗装道	砂利道					
平成12年度	581.4	307.4	274.0	504.7	76.7	52.9	86.8	2.89	196.9	33.9
13	593.5	319.9	273.6	518.5	75.0	53.9	87.4	2.98	196.7	33.1
14	605.0	333.2	271.8	531.8	73.2	55.1	88.0	3.09	195.4	32.3
15	609.8	336.7	273.1	537.3	72.5	55.2	88.1	3.39	194.6	31.9
16	614.6	337.0	277.5	542.3	72.2	54.8	88.2	3.41	191.6	31.1
17	612.3	337.4	274.9	540.9	71.3	55.1	88.3	3.41	190.2	31.0
18	613.6	340.0	273.6	542.5	71.1	55.4	88.4	3.43	189.0	30.8
19	619.1	343.5	275.5	548.9	70.2	55.4	88.6	3.45	187.8	30.3
20	622.5	347.4	275.0	552.3	70.1	55.8	88.7	3.53	187.1	30.0
21	623.6	351.2	272.3	554.7	68.8	56.3	88.9	3.54	186.2	29.8
22	624.2	353.5	270.7	555.8	68.4	56.6	89.0	3.55	185.1	29.6
23	625.8	355.9	269.8	557.8	67.9	56.8	89.1	3.58	183.9	29.3
24	625.2	356.7	268.4	558.2	67.0	57.0	89.2	3.58	182.6	29.2

資料：市建設課

道路の維持管理については、安全・安心を最優先として、美しい道路環境の確保が求められており、道路敷の草刈、緑地帯の管理、路面の補修、交通安全施設の整備を行うなど、良好な環境と安全な道路空間の確保に努めています。

3. 道路里親制度について

道路里親制度とは、道路（市道）を「里子」に、市民の皆さんを「里親」に見立て、「里親」として草刈りや清掃などの自発的なボランティアによる道路の美化活動や、道路の管理に必要な情報の提供（道路の陥没など）をお願いする制度です。

この制度は、新しいボランティア活動の形として、米国のテキサス州運輸局がハイウェイの散乱ゴミ防止対策に導入したのが始まりと言われ、今は全国各地に広がっています。

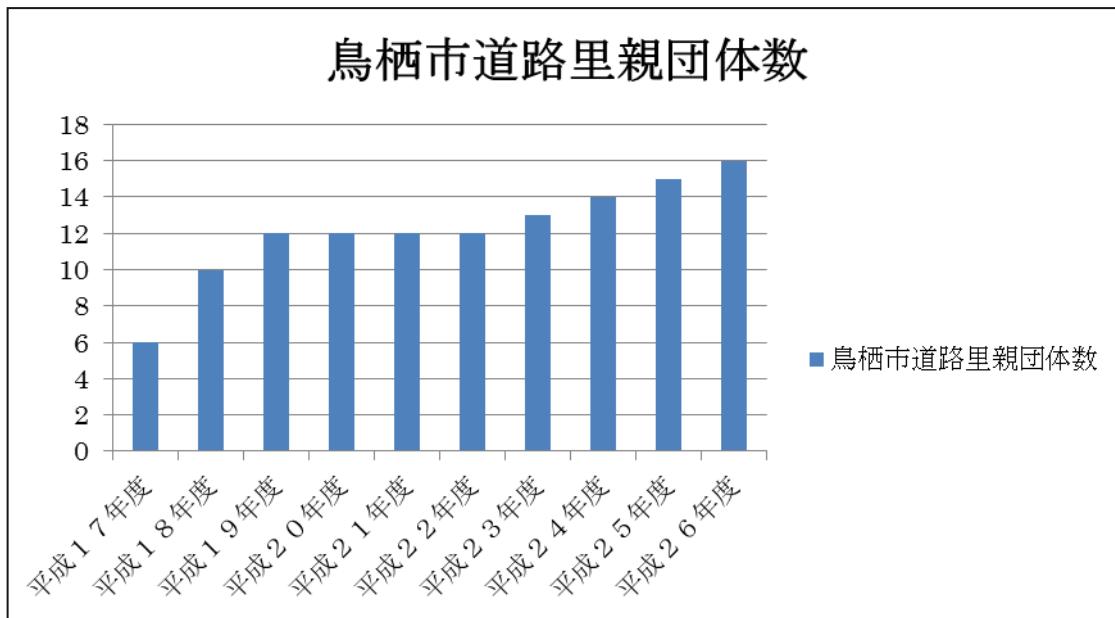
「せめて我が家の前くらいはきれいにしておきたい。」と玄関先の道路を清掃する人の姿を見かけたことはないでしょうか？

鳥栖市では、この活動を市内全域に広げるとともに、さらに発展させるため、「里親」としてボランティアで美化活動をしていただく「鳥栖市道路里親制度」を導入しました。

4. 鳥栖市道路里親制度の概要

概ね 100m 以上の市道において、年間 6 回以上道路の美化活動や除草、そのほか道路の破損等の連絡などを行うものであり、最低 2 年間活動できる団体及び個人を対象としています。

活動団体は、平成 17 年度に 6 団体で始まり、年々増加し、平成 26 年度 10 月現在では 16 団体がそれぞれの地域で美化活動などを行っています。



5. 今後の課題

現在制度の PR については、市報やホームページへの掲載のみであり、限界があるため、広報活動のあり方や加入促進方法などの検討が必要と思われます。

また、現在里親団体に対して帽子、手袋、草刈用の鎌、ほうき、ゴミ袋などの支給、保険への加入などの支援を行っていますが、草刈機の替刃や燃料の支給など、道具等の充実を求める声が多く寄せられているため、今後検討が必要と思われます。

【作業風景】



整地・種まき風景（四阿屋会）



コスモスの風景（四阿屋会）



ひまわりの風景（四阿屋会）



草刈風景（四阿屋会）



西新町会の作業風景



【道路里親看板】



【道路里親帽子】

